

令和7年12月度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和7年12月25日(木) 午後1時30分～

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3階 大会議室

3. 議 事

日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による計画変更許可申請について
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4 議案第4号 農地中間管理権の設定について

4. 出席した農業委員(12名)

1番 櫻井正彦	2番 赤石忠秋	3番 新井茂
4番 石原郷士	6番 大澤恵美子	7番 木村修一
8番 清水照夫	9番 根岸千春	10番 星野邦夫
11番 星野健一	12番 星野文雄	13番 小林利信

5. 欠席した農業委員(1名)

5番 今泉達夫

6. 出席した農地利用最適化推進委員(11名)

1番 岩澤道行	2番 大澤弘樹	5番 尾澤勝
6番 鎌木久永	7番 小磯勝美	8番 鈴木伸一
9番 関口光則	10番 高草木国雄	11番 武裕士
12番 松井正和	13番 柳澤照雄	

7. 欠席した農地利用最適化推進委員(2名)

3番 大塚孝一
4番 小倉正範

8. 出席した事務局職員(3名)

事務局長 山銅敏男 係長 山本賢 主任 田村翼

- 事務局 それでは、これより令和7年12月の農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は農業委員13名中、現在の出席委員は12名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第27条第3項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員13名中、現在の出席委員は11名となります。それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。
- 会長 皆さんこんにちは。今日は令和7年最後の農業委員会総会ということで、また師走で皆さん忙しいと思いますけれども、皆様の協力を得てスムーズに案件が可決されることを願いまして、素早く帰って自分の仕事をして頂きたいと思います。よろしくお願ひ致します。
- 事務局 ありがとうございました。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしくお願ひいたします。
- 議長 議事に入らせていただきます。
- 会期の決定
- 議長 会期決定についてお諮りいたします。令和7年12月25日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。
- (異議なし)
- 議長 会期は令和7年12月25日、一日限りといたします。
- 議事録署名人の決定
- 議長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。
- (はい)
- 議長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「7番：木村 修一 委員」と「8番：清水 照夫 委員」の両名にお願いいたします。
- 議案第1号
- 議長 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があつたので、決定を求める。令和7年12月25日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。今回は2件ございますので、2件ずつ説明させていただきます。番号1番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町久宮、畠、区分地上権設定。申請地にて営農型太陽光発電事業を営

んでおり、一時転用の終期を迎えるため更新の申請をおこなうもの。
番号 2 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町西鹿田、畑、賃貸借。被設定人、設定人合意のもと、賃貸借の設定を行いたく申請するもの。
以上 2 件の審議について、よろしくお願ひいたします。

番号 1 番

議 長

番号 1 番について、ご意見等ござりますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号 1 番の申請は可決いたします。

番号 2 番

議 長

番号 2 番について、ご意見等ござりますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号 2 番の申請は可決いたします。

議案第 2 号

議 長

日程第 2 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について」次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請があつたので、決定を求める。令和 7 年 12 月 25 日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。番号 1 番。当初計画者及び承継者については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畑、当初の事業計画、住宅・車庫・物置用地。計画変更後の事業計画、露天資材置場用地。施設概要、露天資材置場。当初計画どおりに活用できていない土地について、承継者が露天資材置場用地として使用するため。

以上 1 件の審議について、よろしくお願ひいたします。

番号1番
議長

番号1番について、大間々第7区の担当委員より説明をお願いします。

12番委員

12番、星野です。地図の7番をご覧ください。場所は大間々の○○物産の西側にある信号のある丁字路を西に向かいまして県道に乘ります。県道に乘りました3、400m行ったところの右側に、葬儀場の○○斎苑というのがあります。そこを北に入りまして、4、50mの所の上電の踏切を渡りましてすぐ左側の丁字路を左に入つてまたすぐ右に入ってそのまま直進30m位だと思いますが、その右側に位置しております。現状としては、この区画は草が枯れた状態でありますけれども、すでに当初計画の時に土盛りか何かしたんだと思いますけれども、造成工事は終わっているようで、今回の計画変更で草もすっきりきれいになると思います。何ら問題はないと思いますので、慎重審議の程よろしくお願ひいたします。

議長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ござりますか。

(意見なし)

議長

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長

挙手全員と認め、番号1番の申請は可決いたします。

事務局

続きまして、番号2番。当初計画者及び承継者については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畠、当初の事業計画、住宅・車庫・物置用地。計画変更後の事業計画、一般住宅用地。施設概要、一般住宅。当初計画どおりに活用できていない土地について、承継者が一般住宅用地として使用するため。

以上1件の審議について、よろしくお願ひいたします。

番号2番
議長

番号2番について、大間々第7区の担当委員より説明をお願いします。

12番委員

12番、星野です。地図の8番をご覧ください。場所につきましては、先ほどと同じ所ですけども、大間々の○○物産の西側にある信号のある丁字路を西に向かいまして県道を走って頂いて3、400mのところに、右側に○○斎苑というのがありますので、そこを右側に入りまして、4、50mの所に上電の踏切を渡りましてすぐ左側の丁字路を左に入つてそれをまたすぐ右に曲がって直進して2、30m位のところの右側です。こここの所も先ほどの区画と同じで造成工事済みで、こちらの方は草はほとんどないので、問題はないと思いますので、慎重審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ござりますか。

(意見なし)

議長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員と認め、番号2番の申請は可決いたします。

議案第3号

議長 日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 今回は9件ございますので、2件ずつ説明させていただきます。

番号1番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑。一般住宅及び作業所拡張用地、贈与。既存の一般住宅及び作業所の用地を拡張したく、贈与の話がまとまつたため申請するもの。

番号2番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町久宮、畑。建売分譲住宅用地(3区画)、売買。建売分譲住宅用地を探していたところ、適地が見つかり、売買の話がまとまつたため申請するもの。

以上2件の審議について、よろしくお願ひいたします。

番号1番

議長 番号1番について、笠懸第3区の担当委員より説明をお願いします。

2番委員 2番、赤石です。地図の1番をご覧ください。申請地は国道50号、岩宿交差点を太田方面に100m程行った所、左側がちょうど〇〇電機で右側に〇〇歯科クリニックというのがありますけれど、その〇〇歯科クリニックのところの路地を右に曲がって頂いて50m程行った左奥になります。別に問題は無いと思います。慎重審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ござりますか。

(意見なし)

議長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員として、番号1番の申請は可決いたします。

番号 2 番
議 長

番号 2 番について、笠懸第 6 区の担当委員より説明をお願いします。

8 番委員

8 番、清水です。地図の 2 番をご覧ください。国道 50 号〇〇の手前の杉菜原の信号を左折して頂きまして、南下して頂き、両毛線の高架を過ぎて信号のすぐ手前になるのですが、バイパスから下に見える土地になりますが、地主さんの住宅のすぐ前の畑になります。南側、東側、北側と全部住宅で囲まれております。家庭菜園が少し作ってある程度で、雑草はたいしたことありませんでした。何の問題はないと思いますので、慎重審議の程よろしくお願ひいたします。

議 長

説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ござりますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号 2 番の申請は可決いたします。

事務局

続きまして、番号 3 番、番号 4 番についてご説明いたします。

番号 3 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町久宮、畠。露天駐車場用地、売買。露天駐車場用地を探していたところ、適地が見つかり、売買の話がまとまったため申請するもの。

番号 4 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町久宮、畠。営農型太陽光発電設備用地(一時転用)、使用貸借。申請地にて営農型太陽光発電事業を営んでおり、一時転用の終期を迎えるための更新の申請をおこなうもの。

以上 2 件の審議について、よろしくお願ひいたします。

番号 3 番
議 長

番号 3 番について、笠懸第 6 区の担当委員より説明をお願いします。

8 番委員

8 番、清水です。地図の 3 番をご覧ください。場所は先ほど説明した件の〇〇の信号を南下して頂きまして、今度は二つ目の信号を左折して頂き、200m程行った所をもう 1 度左折して頂きますと、〇〇の建物がありますが、〇〇の建物の西側になります。雑草が生えてあった跡はあるんですがきれいに刈り取ってあり、南側は倉庫として、また北側は建売住宅が建て始まったところであります。何ら問題はないと思います。慎重審議の程よろしくお願ひいたします。

議 長

説明が終わりました。番号 3 番につきまして、ご意見等ござりますか。

(意見なし)

議長 意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員として、番号3番の申請は可決いたします。

番号4番

議長 番号4番について、笠懸第6区の担当委員より説明をお願いします。

8番委員 8番、清水です。先ほど第3条議案で出た太陽光の土地となります。50号の〇〇の信号を南下して頂きまして、両毛線の高架を過ぎて三つ目の信号、〇〇のあるところの信号ですが、そこを右折して頂き、500m位行った所を右折して頂きますと、〇〇設計の事務所がありますが、その北側になります。太陽光の下には、現在大根が育ててある状態ですが、何ら問題はないと思います。慎重審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。番号4番につきまして、ご意見等ござりますか。

(意見なし)

議長 意見等ないようですので、番号4番について採決をいたします。番号4番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員として、番号4番の申請は可決いたします。

事務局

続きまして、番号5番、番号6番についてご説明いたします。

番号5番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町西鹿田、畠。建売分譲住宅用地(2区画)、売買。建売分譲住宅用地を探していたところ、適地が見つかり、売買の話がまとまったため申請するもの。

番号6番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畠。一般住宅用地、売買。一般住宅用地を探していたところ、適地が見つかり、売買の話がまとまったため申請するもの。

以上2件の審議について、よろしくお願ひいたします。

番号5番

議長 番号5番について、笠懸第10区の担当委員より説明をお願いします。

9番委員 9番、根岸です。地図の5番をご覧ください。笠懸小学校の方から西鹿田へ向かって、西鹿田の十字路を右に折れて頂いて、2、30m位を右へ曲がると10区の公民

館の所なんですが、そこを右に曲がって頂いてそこから 300m位だと思います。今、とてもきれいに除草されていて、周りも住宅があるのと、農地には直接関係ない所なので特に問題はないと思います。慎重審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。番号 5 番につきまして、ご意見等ござりますか。

(意見なし)

議長 意見等ないようですので、番号 5 番について採決をいたします。番号 5 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員として、番号 5 番の申請は可決いたします。

番号 6 番

議長 番号 6 番について、大間々第 8 区の担当委員より説明をお願いします。

6 番委員 6 番、大澤です。地図の 6 番をご覧ください。申請地は県道前橋大間々桐生線の所に○○運送があるんですけど、その西の道をずっと北上して頂きまして、二つの十字路を西の方に向かって道なりに行って頂きますと、その道沿いの南側に位置しております。周りは住宅に囲まれております。土地自体もきれいになつておりました。特に問題はないと思います。慎重審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。番号 6 番につきまして、ご意見等ござりますか。

(意見なし)

議長 意見等ないようですので、番号 6 番について採決をいたします。番号 6 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員として、番号 6 番の申請は可決いたします。

事務局

続きまして、番号 7 番、番号 8 番についてご説明いたします。

番号 7 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畑。露天資材置場用地、売買。露天資材置場用地を探していいたところ、適地が見つかり、売買の話がまとまったため申請するもの。

番号 8 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畑。一般住宅用地、売買。一般住宅用地を探していたとこ

ろ、適地が見つかり売買の話がまとまりたため申請するもの。
以上2件の審議について、よろしくお願ひいたします。

番号7番

議長

番号7番について、大間々第7区の担当委員より説明をお願いします。

12番委員

12番、星野です。地図の7番8番は同じ所なので両方をご覧ください。場所につきましては、先ほどの計画変更でご説明した所と同一です。地図の7番については若干枯れた草は残っておりますけど、既に造成工事もやっておりまして、承認後の工事によって草もきれいになると思いますので、何ら問題はないと思います。続けて、地図の8番につきましても、すぐ手前側の申請地になります。ここにつきましても、造成が終わってまして、草がほとんどありません。何ら問題はないと思います。慎重審議よろしくお願ひいたします。

議長

説明が終わりました。番号7番につきまして、ご意見等ござりますか。

(意見なし)

議長

意見等ないようですので、番号7番について採決をいたします。番号7番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長

挙手全員として、番号7番の申請は可決いたします。

番号8番

議長

続きまして、番号8番につきまして、ご意見等ござりますか。

(意見なし)

議長

意見等ないようですので、番号8番について採決をいたします。番号8番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長

挙手全員として、番号8番の申請は可決いたします。

事務局

続きまして、番号9番についてご説明いたします。

番号9番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畠。建売分譲住宅用地(2区画)、売買。建売分譲住宅用地を探していたところ、適地が見つかり、売買の話がまとまりたため申請するもの。以上1件の審議について、よろしくお願ひいたします。

番号 9 番

議 長

番号 9 番について、大間々第 13 区の担当委員より説明をお願いします。

12 番委員

12 番、星野です。地図の 9 番をご覧ください。場所につきましては、大間々の南地区で、県道 78 号太田大間々線と県道 3 号前橋大間々桐生線の交差点角に、○○スイミングと○○がありますけど、そこを桐生方面へ向かって頂きました、7,800m 位、○○を通り過ぎて、次の信号も通り過ぎて、20m 位行った所を左折します。通り沿いに○○保育園があります。そこを通り過ぎまして、3,40m の所ですかね、地図にあるように、鋭角の丁字路がありますけど、そこを右に入って 20m 程の左側が申請地になります。草もきれいに片付いて何ら問題はないと思います。慎重審議の程よろしくお願ひいたします。

議 長

説明が終わりました。番号 9 番につきまして、ご意見等ござりますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号 9 番について採決をいたします。番号 9 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号 9 番の申請は可決いたします。

議案第 4 号

会 長

日程第 4 議案第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の設定について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の設定について」

次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の決定依頼があつたので、決定を求める。

令和 7 年 12 月 25 日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は新規設定が 4 件ございます。

「設定する土地」 「設定を受ける者」 「設定する者」 「設定する利用権」 は記載のとおりになります。

設定する土地は 4 筆あります。

番号 1 番、大間々町桐原、台帳、現況とも畑となります。

番号 2 番、笠懸町阿左美、台帳、現況とも田となります。

番号 3 番、笠懸町鹿、台帳、現況とも畑となります。

番号 4 番、笠懸町鹿、台帳、現況とも畑となります。

新規設定 4 件の地積合計は、9,263 m² となります。よろしくご審議のほど、お願

いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。新規設定につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議長 意見等ないようですので、新規設定について採決をいたします。新規設定について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員として、新規設定の申請は可決いたします。

これですべての審議を終了しましたので、令和7年12月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和7年12月25日 午後14時10分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会長

小林利信

7番委員

木村修一

8番委員

清水照夫